○公営企業会計の適用の取組状況 〔人口規模別〕

別添

【簡易水道事業】

（単位　事業）

	1千人未満	1千人以上1万人未満	1万人以上3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上50万人未満	50万人以上（指定都市及び都道府県を除く。）	指定都市	都道府県	合計
① 適用済	23 (92.0%)	298 (98.3%)	79 (94.0%)	41 (100.0%)	36 (100.0%)	23 (100.0%)	10 (100.0%)	2 (100.0%)	3 (100.0%)	0 －	515 (97.7%)
② 適用に取組中	1 (4.0%)	2 (0.7%)	3 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 －	6 ※１ (1.1%)
小計	24 (96.0%)	300 (99.0%)	82 (97.6%)	41 (100.0%)	36 (100.0%)	23 (100.0%)	10 (100.0%)	2 (100.0%)	3 (100.0%)	0 －	521 (98.9%)
③ 検討中	1 (4.0%)	2 (0.7%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 －	4 ※２ (0.8%)
④ 検討未着手	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 －	2 ※３ (0.4%)
合計	25 (100.0%)	303 (100.0%)	84 (100.0%)	41 (100.0%)	36 (100.0%)	23 (100.0%)	10 (100.0%)	2 (100.0%)	3 (100.0%)	0 －	527 (100.0%)

※１　北海道羽幌町、新潟県粟島浦村、長野県飯山市、三重県熊野市、熊本県産山村、宮崎県高千穂町
※２　北海道足寄町、群馬県南牧村、東京都御蔵島村、静岡県森町
※３　京都府井出町、徳島県三好市
（注）　「合計」は、地方債の償還のみの事業（想定企業会計）や、既に統合・廃止が決定しており、将来にわたり継続を見込まない事業で、その旨を公表している事業等を含まない数字である。

【下水道事業】

（単位　事業）

	1千人未満	1千人以上1万人未満	1万人以上3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上50万人未満	50万人以上（指定都市及び都道府県を除く。）	指定都市	都道府県	合計
① 適用済	23 (92.0%)	681 (99.0%)	895 (99.4%)	550 (99.3%)	651 (98.9%)	355 (98.6%)	203 (99.5%)	16 (100.0%)	47 (97.9%)	50 (100.0%)	3,471 (99.1%)
② 適用に取組中	1 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 ※１ (0.1%)
小計	24 (96.0%)	681 (99.0%)	895 (99.4%)	550 (99.3%)	655 (99.5%)	355 (98.6%)	203 (99.5%)	16 (100.0%)	47 (97.9%)	50 (100.0%)	3,476 (99.2%)
③ 検討中	1 (4.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	5 ※２ (0.1%)
④ 検討未着手	0 (0.0%)	6 (0.9%)	5 (0.6%)	4 (0.7%)	2 (0.3%)	4 (1.1%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 ※３ (0.6%)
合計	25 (100.0%)	688 (100.0%)	900 (100.0%)	554 (100.0%)	658 (100.0%)	360 (100.0%)	204 (100.0%)	16 (100.0%)	48 (100.0%)	50 (100.0%)	3,503 (100.0%)

※１　福島県須賀川市（特定地域生活排水処理施設）、群馬県みどり市（農業集落排水施設・個別排水処理施設）、新潟県粟島浦村（漁業集落排水施設）、鹿児島県薩摩川内市（特定地域生活排水処理施設）
※２　茨城県日立市（特定地域生活排水処理施設）、群馬県南牧村（特定地域生活排水処理施設）、滋賀県栗東市（農業集落排水施設）、福岡県北九州市（漁業集落排水施設）、鹿児島県三島村（特定地域生活排水処理施設）
※３　岩手県洋野町（特定地域生活排水処理施設・個別排水処理施設）、群馬県藤岡市（特定地域生活排水処理施設）、新潟県刈羽村（農業集落排水施設・個別排水処理施設）、山梨県早川町（特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設）、山梨県富士川町（農業集落排水施設）、奈良県五條市（農業集落排水施設）、
奈良県平群町（農業集落排水施設）、島根県出雲市（特定地域生活排水処理施設・個別排水処理施設）、岡山県備前市（個別排水処理施設）、広島県東広島市（特定地域生活排水処理施設）、山口県上関町（農業集落排水施設・漁業集落排水施設）、香川県三豊市（特定地域生活排水処理施設）、
愛媛県伊予市（特定地域生活排水処理施設）、福岡県久留米市（特定地域生活排水処理施設）、福岡県飯塚市（農業集落排水施設）、大分県竹田市（特定地域生活排水処理施設）、大分県豊後大野市（特定地域生活排水処理施設）
（注１）　下水道事業は、公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。）、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、 簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。
（注２）　「合計」は、地方債の償還のみの事業（想定企業会計）や、既に統合・廃止が決定しており、将来にわたり継続を見込まない事業で、その旨を公表している事業等を含まない数字である。